

平成24年度 第3回大和市障がい者福祉計画審議会会議録

日時： 平成25年2月12日（火）14：03～14：55

場所： 地域医療センター 2階 講習室

委員： 鈴木会長（欠席）、関水職務代理、板坂委員（欠席）、佐藤委員、内藤委員、春日委員、田村(桂)委員、村元委員、伊藤委員、湯野川委員、田村(匡)委員（欠席）

事務局：小野次長、熱田課長、下野係長、民實係長、西澤、山田

会議次第

1. 開会

1. 課長より出席報告
2. 次長あいさつ
3. 関水職務代理あいさつ

2. 課題

(1) 障害福祉計画における障害福祉サービス等の実績と見込について

- 1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込みと実績量
- 2 地域生活支援事業の内容および量の見込みと実績量

(2) 障害者総合支援法について

3. その他

1. 開会

1. 課長より委員出席報告

それでは定刻となりましたので、平成24年度、第3回の大和市障がい者福祉計画審議会を始めたいと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況をご報告いたします。和泉短期大学准教授、鈴木会長でございますが、本日突然の体調不良ということで、欠席とのご連絡を承っております。また大和市教育委員会指導室、板坂委員、民生委員の田村委員が所要により、欠席となっております。

それでは、今年度最後の審議会ということで、健康福祉部次長 小野より、ごあいさつを申し上げます。

2. 次長あいさつ

ただいま紹介いただきました、健康福祉部次長兼福祉事務所長の小野と申します。
今日は寒い中、皆様お忙しい中、本審議会において頂きまして、誠にありがとうございます。
また委員の皆様方におかれましては、日頃より福祉行政にご協力頂きまして、
この場をお借りしまして、御礼申し上げます。

本日は24年度の障がい者福祉計画の第3回審議会ということで、計画における障害
福祉サービスなどの実績と見込み、障害者総合支援法についてとなります。特に今ま
での自立支援法から障害者総合支援法に変わるということで、対象となる方々が混乱
しないよう、サービスの利用方法など、行政としてしっかりと伝えていくことが役目
と考えております。

本日は皆様の活発なご意見やご審議をお願いしまして、ごあいさつとさせていただきます。
どうぞ、よろしくお願い致します。

3. 関水職務代理あいさつ

今日は鈴木会長がお休みということですので、会長の職務代理をさせていただきます関水
です。よろしくお願い致します。

2. 課題

事務局より報告

事務局：

(1) 第3期大和市障害福祉計画における必要量の見込と実績値の一覧

表面、1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込みと
実績量を見ていただきたい。

こちらの数値で、平成21年度から23年度までの実績量の数値は、県に報告、及び
前年度に作成した第3期障害福祉計画に記載されている数値をもとにしている。具
体的には各年度末（2月サービス提供月）の1ヶ月あたりの数値となっている。平成
24年度については、直近のデータ。具体的には12月分請求であり、11月分のサー
ビス提供分のデータである。平成25年度の数値は計画の見込量を記載している。

それぞれのサービス内容についての解説は、第1回に配布した解説の資料を2、3枚
目に今回も添付しておいたので確認をお願いしたい。

まず、居宅介護系について、表の数字は月間のサービス提供時間であり、（ ）内の
数字は実利用者数である。

生活支援の見込量（①～⑤合計）平成24年度と前年度平成23年度の実績の比較を
すると、平成23年度2,423時間（実人数143人）であったのに対し、平成24年度
2,705時間（170人）であり、282時間（27人）増えている。これは、⑤同行援護が
平成23年10月1日より創設されたことに伴い、その利用者の実績がそのまま増え
たことがわかる。また、③重度訪問介護者の利用者数が1人から2人になったこと

により、実績が増えたことが起因となっていると考えられる。

計画値との比較では、平成 24 年度居宅介護系の合計の見込量は 3,028 時間であるのに対し、実際は 2,705 時間であり、323 時間もの差がある。これは、平成 24 年度の障害福祉計画上の見込が居宅介護が 2,481 時間（149 人）に対して実績が 2236.5 時間（146 人）で 245 時間の差があり、同行援護も計画値としては 431 時間（35 人）に対して実績は 284.5 時間（20 人）で 146 時間の差があったため、その差が合計の差につながっていると考えられ、居宅介護と同行援護の実際に利用した人数及び時間数が予定より少ないことがわかる。

次に日中活動系については、⑥～⑪、⑬については単位は人日（月間の利用人数）×（一月当たりの平均利用日数）で算出。（ ）は実人数であり、⑫については利用者数である。

平成 24 年度の実績について、

⑥生活介護については、計画値を超えており、利用者数の増加により実績が増加している。

⑦機能訓練、⑧生活訓練は病院から退院する時期を勘案し、必要量を見込むが、退院時期を見込むことが困難なため、計画値と数値がずれてしまった。

⑨就労移行支援については、平成 24 年度より就継 B を利用する場合は就労移行支援を使ってから、利用するはずであったため、計画の見込量を増加したが、実際は時限措置のさらなる継続により就継 B を従前通り直接利用する方が多かったため、人数は増えなかった。また、減った原因としては、就労移行の利用期間が原則 2 年となっており、期間満了後に就労継続等を利用して減少した人数が、新規で就労移行の利用を始めた人数より多いため、減少したと考えられる。また、就労継続が増加しているため、そのことにもよると考えられる。

⑩、⑪の就労継続 A、B は利用人数の増加によりサービス量が増加している。

⑫療養介護については、県（児童相談所）からの事務の移管があり、平成 24 年 4 月より重症心身障害児施設利用者のうち 18 歳以上の方もサービスを利用することとなったため、人数が増えた。

⑬短期入所は利用人数の増加によりサービス量が増加している。

次に居住系については、単位は人、月間のサービス利用人数である。

⑭共同生活援助、⑮共同生活介護については、平成 24 年度末、平成 25 年 3 月に定員 5 名ずつの 2 ユニットが開設予定であるが、その数値については加味されていない。また、来年度も事業所の増設・新設予定があるため今後も増加予定である。

また、障害者本人及び介護者の高齢化により、ニーズが増えているため、計画値を超えているが、来年度の予算としてはそれに対応している。

平成 25 年度 予算見込みとしては 143 名として計上している。

⑯施設入所については、旧法施設が平成 23 年度で新法に移行したことにより、平成 24 年度は旧法施設入所者はいない。旧法施設と新法施設入所者数の合計は平成 21 年度から横ばいであり、平成 25 年度も大きな変化はなしと見込む。

⑰計画相談支援の平成 24 年度の実績人数は 12 月末の登録人数 163 人を利用月（平成 24 年 6 月～12 月）の 7 ヶ月で除した値であり、一月当たりの利用人数。平成 24 年度より法定化され、平成 27 年 3 月までの 3 カ年で段階的に全ての障害福祉サービス利用者を対象としていくため今後も増加していく予定。

続いて、2. 地域生活支援事業の内容および量の見込みと実績量をご覧いただきたい。まず、表についてご注意くださいのが、左側の数字が計画の見込量、右側が実績値。平成 24 年度については直近のデータを使っている。

(1)相談支援事業は一覧表のとおり設置または実施を行っており変更なし。障害者相談支援事業者は現在、自立支援センター、松風園、サポートセンター花音、福田の里の 4 事業所である。

(2)コミュニケーション支援事業

手話通訳を毎週月曜日市役所本庁舎にも設置、二ヶ所で行っている。

(3)日常生活用具給付等事業

平成 24 年 4 月～12 月までの 9 ヶ月分の実績を 12/9 倍した数値である。

(4)移動支援事業

左側は市内実施個所数。右側上段は利用人数、下段は年間の総利用時間数。平成 23 年 10 月より同行援護が創設されたため、今まで視覚障害で移動支援を利用していた方が同行援護を利用している。そのため減少していると考ええる。

(5)地域活動支援センター

地域活動支援センターは旧地域作業所から、変更となったものであり、Ⅰ型は 20 人規模の通所+相談対応、他に通所のみⅡ型、Ⅲ型がある。表中の市内の実施個所数はⅠ型のコンパスであり、平成 24 年 12 月の 3 市の利用者人数を記載。利用者の入院や、就労継続が増えていることにより、利用者が減ったと考えられる。なお、市外については、Ⅲ型となっており、視覚障害者が平塚市に通うことになり 1 名増加している。

(6)日中一時支援

平成 24 年度より障害児について、児童福祉法の放課後等デイサービスに移行したため、利用者が減少。

(7)訪問入浴サービス事業

平成 24 年 4 月～12 月までの 9 ヶ月分の実績を 12/9 倍。上半期、入院となった者が相次ぎ、利用者が減少している。

議題 1 については以上となる。

委員：行動援護について、精神障害者に対しては、具体的にどんなことをしているのか？

事務局：現状で行動援護を受けられている方は、大和では、2名いるが、精神障害者は実績はない。

内容について、知的や精神障害で、強度行動障害など、常時、介助が必要な方に対し、排せつや食事など行動する際に必要な介護を行う。ホームヘルプが、ポイントポイントで、例えばお風呂であれば、お風呂と決められて入るのに対し、行動援護というのは、移動も含め、行動に必要な全般的な支援を行っていくというようなサービスである。

現状は、利用者が2名ということで、あまり人数の変動がない状況である。

職務代理：他に質問などはあるか。

委員：同じく①番の居宅介護の中で、行動援護、同行援護が当初予想されていたよりも、かなり少なかったという説明をいただいたが、それは何か。こういう理由で少なかったなど、分かれば教えてほしい。

事務局：居宅介護の数が少なかったというのは、特に支給決定を抑えていることはなく、必要な聞き取りにより、必要量として支給決定を行っている。あくまでも計画値というのは見込み値で、今までの伸びなどから導いた数字なので、計画値と実際の数字が少しずれたという解釈で、必要量はあるという状況である。

ただし、ホームヘルプに関しては、例えば、日曜日や朝の時間帯など、利用者が集中する時間帯がある。そこのところについては、事業者の人員配置の関係で、集中してしまう時間帯に、必ずはいれるかという課題がある。

事業所にはそういった時間もお願いしたいという話をしているということと、同性介護という形で、男性のヘルパーでないとだめとか、女性のヘルパーでないとだめだというような問題があり、そういったニーズに必ずしも応えられるかという、足りない部分もある。

職務代理：他に質問などはあるか。

委員：もしかしたら答えにくいのかもかもしれないが、24年度に計画の数値を少し見直しているうえで、おそらく見込みは今までの実績を踏まえて、または施設などの数を踏まえて、出していると思うが、例えば施設を利用するサービス利用については、キャパシティが決まっている。

そのうえで、見込みや実績が出てくるので、実際の需要、ニーズ、実績が乖離しているのではないかと思うが、そのあたりを、感覚的なもので構わないので、お答え頂きたい。

事務局：日中活動、生活訓練、自立訓練という形で、いろいろなメニューがあるが、毎年必ず数値として推測しているのが、養護学校の卒業生である。この方たちが生活介護、就労移行支援、あるいは就労継続A、Bを利用する。ここの数字は毎年、養護学校の状況、様子をみながら推測している。

一番読めないのが、自立訓練の機能訓練。脳血管疾患の後遺症で七沢リハビリテーションセンターを利用され、その後、自立訓練施設を使うかどうか、そういったものが要素としてあり、なかなか読み切れないというのが事実である。

また、就労移行支援等については推測が難しく、実態としては窓口にいらして、こういう条件で仕事がしたいという相談の中で、サービス利用につながっていく。特に精神の方たちが毎年増えているという中で、なかなか数値等が乖離するものが出ている。

職務代理：他に質問などはあるか。

委員：さっきの説明の中で、⑭⑮に関しては、事業所の増設の計画があるとのことだが、分かる範囲で教えてほしい。

事務局：⑭番の共同生活援助、そして⑮番の共同生活介護（ケアホーム）について説明したい。

この3月に10名定員の知的障害のグループホーム、ケアホームが一カ所開設を予定している。また、4月にも違う法人で、全体の大きさとしては10名定員のホームが2つ、合わせて20名だが、法人との調整で大和市の方の入所は10名前後になると考えている。この3月、4月では、このような数字であるが、今後も他法人でグループホーム、ケアホームを大和市内で開設したいという話は頂いているところである。

先程、事務局からも話したとおり、計画数値をはるかに超えている状況については、障がいのある方本人が歳をとられてきて、その親も高齢であり、私たちが考えるよりも早く高齢化の波がいろいろと影響を及ぼしていると感じている。また施設入所

支援については、国の施策の中で、入所施設は作らないという指針がある。しかし、実際私たちが現場の中で対応していく中で、また市民の方たちからもやはりグループホームやケアホームでは少し心配という声があるのも現実である。そのため、実績量が24年度は158であるが、来年度について180近い数字で予算を組んでいるところである。実際の法律の方向と現実の狭間で、対応に悩むところではあるが、市民の方の声を聞きながら、またこの計画の委員の方々の意見を頂きながら、修正を加えていこうと考えている。

職務代理：他に質問などはあるか。それでは、次の議題に進む。総合支援法について事務局より願います。

(2) 障害者総合支援法について

事務局：続きまして、議題2 障害者総合支援法について説明。

最後の添付書類、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」をご覧いただきたい。

まず、この法律が公布された経緯については、平成18年4月に制定された「障害者自立支援法」は、翌年10月に違憲訴訟を受け、平成22年1月に国と原告団の間で、同法を平成25年8月までに廃止とする内容で基本合意文書締結がなされた。その後、障害者自立支援法の一部改正（応益負担を応能負担に明確化等）を経て、平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、上記題名表記の法律が施行されることとなった。

次に、法改正の主な概要がP. 1に載っている。（このページは第1回審議会にて配布したもの。P. 2以降は、その後厚労省から示されたこの概要の詳細）概要としてはこの表のとおり、1 題名の変更、2 基本理念の創設、3 障害者の範囲の拡大、4 障害支援区分の創設、5 障害者に対する支援、6 サービス基盤の計画的整備がある。

まず、法律の施行期日については、平成25年4月1日である。ただし、P. 1の2. 概要のうちの、4. 障害支援区分の創設、5. 障害者に対する支援の、①重度訪問介護の対象拡大、②共同生活介護の共同生活援助への一元化、③地域移行支援の対象拡大については、平成26年4月1日施行となる。

まず、平成25年4月1日施行のものについて説明する。平成25年4月1日施行で、影響が高いものは大きく3つあり、(1)障害者の範囲拡大、(2)障害者に対する支援、(3)サービス基盤の計画的整備である。

一つ目、障害者の範囲拡大について、P. 3「障害者の範囲の見直し」をご覧いただきたい。

障害者の範囲について、現状「身体・知的・精神」の障害であるものに、新たに「難病等」(130疾病)を追加されることとなる。現行、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」に関して、他の3障害と同様に難病患者の利用が可能となる。

この影響としては、現行、難病患者等居宅生活支援事業において、国補助制度により、ホームヘルプ事業(2人)、日常生活用具給付(2件)を実施している。平成25年4月1日施行後、新法に基づき130疾病の難病患者に対し、ホームヘルプ事業(5人)、日常生活用具給付(2件)を想定。また、新たに短期入所事業で5人を想定している。

二つ目、障害者に対する支援について、P8「④地域生活支援事業の追加」をご覧ください。

市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発、②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④意思疎通支援を行う者の養成の4つが追加された。これに対する大和市の現状と対応について説明する。

1. 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発について、本市の状況は、広報やまと等の案内により、一般市民や障がい者家族を対象に、研修・啓発活動を実施している。
2. 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援について、本市の状況は、障がい者団体への補助金の交付や保健福祉センターの会議室等を活動場所として提供することにより支援している。
3. 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修について、本市の状況は、現在未実施(平塚市がモデルケースとして実施予定)。今後、社会福祉協議会、自立支援協議会等との連携により研修等を実施予定である。
4. 意思疎通支援を行う者の養成について、本市の状況は、手話及び要約筆記を行う者の派遣及び手話通訳者の養成を実施している。(昭和59年から実施済み)

三つ目、サービス基盤の計画的整備について、P9をご覧ください。今回法律に規定されたことは、

- ①障害福祉サービス提供体制確保に係る事項等を障害福祉計画に策定
 - ②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
 - ③障害福祉計画作成に当たり障害者等のニーズ把握を行うことを努力義務化
 - ④自立支援協議会の名称を地域に応じ弾力化、併せて障害者等の参画を明確化
- ①に対する本市の状況は、指定障害福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込みを数値化することによりすでに定めている。
- ②に対する本市の状況は、大和市障がい者福祉計画審議会において、定期的に検証と

見直しを行っている。(平成24年度：年3回実施予定)

- ③に対する本市の状況は、第3期障がい福祉計画を策定する際に、大和市の障がい者等に係る活動団体、学校、福祉サービスの提供事業者等、各団体の現状と課題や今後の意向を聴取している。
- ④に対する本市の状況は、大和市自立支援協議会において、身体障害者部会、児童部会、精神障害者部会、就労部会の活動報告に基づき、各団体の当事者や家族の参画がなされ、意見をもらっている。

平成26年4月施行部分については、未だ国より具体的な指針が示されていないため、今回については簡単に説明させていただく。

(1)障害支援区分の創設

①現行の「障害程度区分」は障害程度の重さではなく、支援の必要の度合いを示す区分であるが、明確な表現となっていないことから、「障害支援区分」へと名称変更を行う。併せて、知的・精神障害者の特性に応じた適切な配慮を実施する。

(2)障害者に対する支援（*全4項目ある内の①～③番目） P5, 6, 7

- ①重度訪問介護の対象拡大（現行は、身体障害に限定されているが、新たに知的・精神障害も追加）
- ②共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化
- ③地域移行支援の対象拡大（現行は、長期施設入所者か精神科病棟長期入院患者に限定されているが、新たに保護施設や矯正施設から退所する障害者も追加される予定である。）

平成26年度4月施行の内容については、来年度の審議会の中で再度取り上げて、説明したい。

議題Ⅱについて、以上とさせていただきます。

職務代理：意見や質問はあるか。

事務局：

難病という言葉はまだ馴染まないと思うので、若干の補足説明をしたい。
資料には、「難病患者等居宅生活支援事業という制度が現在もある」となっているなか、なぜ範囲拡大を謳われているかという点、国の本事業は、実際ホームヘルプ、短期入所、日常生活用具の3つのサービスしか今まで使えなかったものが、法の施行後は他のサービスも使えるようになる。

なお、本事業の平成22年度の実績で、ホームヘルプは全国146市町村、315名の利用しかなかった。短期入所については、全国5市町村、10名の利用であり、日常生活用具給付については、全国285市町村、729名が受けていた。難病の方には身体障害者手帳を取得できる方もおり、国の制度でありながら、利用されている方が少ないという現実があった。

大和市においては、ホームヘルプ利用者が平成22年度に1人、日常生活用具の受給者が今年度2件と、大和市レベルでも何年かに1度使うというような現状であるが、実際困っている方々がいるとのことで、このような法律の対象者範囲拡大があったと考えている。

職務代理：他に質問などはあるか。

委員：障害者については障害者団体方々からの情報をもとにということであるが、難病患者の保護団体や、そちら側からの意見や聴取の状況を教えていただきたい。

事務局：実際に難病患者の関係というのは、今まで、大和保健福祉事務所で主体的に関わっていて、その中で、ホームヘルプや日常生活用具が必要だということがあれば、保健師から市が話をもらい、支援してきた。直接、難病患者の声は、今までの計画、作成の中にはない。ただし、間接的に大和保健福祉事務所から、いろいろな話を聞いているところであり、伊藤委員から補足があれば、お願いしたい。

委員：難病については、喀痰の吸引をヘルパーでもできる法律ができたところで、専ら、どのようにすれば、ニーズのあるところが、ちゃんと受けることができるのかということが一番話題となっている。

職務代理：他に質問などはあるか。なければ、議題については以上とさせていただきます。

(3) その他

事務局：次回の開催は、前年と同様6月頃に予定する。議題については、事業計画、総合支援法の平成25年4月より施行された後の課題、虐待防止法の施行後の状況について、お話できればと考える。

以上